

30年度市民税・都民税 納税通知書を発送します

30年度市民税・都民税の納税通知書を6月8日（金）に発送します。今回発送する納税通知書は、徴収方法が普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方と、公的年金からの特別徴収（年金天引き）の方が対象です。

※非課税の方への送付はありません。また、徴収方法が給与からの特別徴収（給与天引き）になっている方には、特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）を勤務先へ送付しています。

給与天引きしている方で 納税通知書が届く方

給与以外の収入（公的年金などの雑所得、事業所得、不動産所得など）があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合は給与からの特別徴収の方も納税通知書が届きますので内容をご確認ください。

公的年金からの天引きが中止になる方 市民税・都民税を公的年金

30年度国民健康保険税（国保税）の 税率などが改定になります ～ 厳しい国保財政にご理解とご協力を～

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費と、加入者の皆さんから納めていただく国保税によって支えられています。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化などにより、極めて厳しい財政運営を強いられています。

30年度国保税の 税率改定について

30年度からは、都が市と共に保険者となり、一体となって新たに制度を運営しています。都が財政運営の責任主体となり、市は都が決定した納付金を納め、都から医療費の支払いに必要な交付金を受け取る仕組みになります。

しかし、市から都への納付金の支払いに要する財源不足

国保税の算定方法 国保税は、負担能力に応じ

表1 税率等改定表					
	年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	29	4.71%	3万700円	2,200円	54万円
	30	4.90%	3万2,900円	0円	58万円
後期高齢者支援分	29	1.91%	1万2,200円	900円	19万円
	30	1.94%	1万2,700円	0円	
介護分	29	1.56%	1万2,700円	1,500円	16万円
	30	1.61%	1万4,000円	0円	

資料 国民健康保険税計算例				
例	世帯構成の例	収入などの状況	保険税額	軽減
			29年度→30年度	
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万3,700円 →1万3,600円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入125万円	5万2,100円 →5万2,400円	5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入265万円	14万5,200円 →14万9,500円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	26万100円 →26万9,400円	—
5	40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	45万7,500円 →47万4,700円	—

からの天引きで納めていた方、30年度市民税・都民税の税額が、29年度から大幅に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止になります。その際、納め過ぎが発生し還付になる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載しています。また、還付になる場合は納税課から後日通知を発送します。

市民税・都民税の税率

市民税・都民税は、均等割額と所得割額の合計が、年税額として課税されます。▼均等割額Ⅱ所得金額に関わらず税額が一定、26年度～35年度が50000円（市民税35033～2337）へ。

て算出される所得割と、受益者負担の観点から負担いただく均等割の合算により計算されます。

◎所得割Ⅱ課税年度の前年中における被保険者の所得に応じた計算

◎均等割Ⅱ世帯の被保険者数に応じて計算

30年度の変更点

◎課税限度額の引き上げⅡ左表1の通り

◎平等割の廃止Ⅱ30年度から国保が都道府県との共同運営となるのに合わせ、これまでの所得割・均等割・平等割の3方式による課税から、平等割のない2方式に改めました。

◎5割・2割軽減判定所得の見直しⅡ5割・2割軽減判定所得の基準を、経済動向をご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

後期高齢者医療制度

30・31年度の保険料の料率などが見直されました
～ 保険料負担と医療費適正化について～

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）議会で、30・31年度の後期高齢者医療保険料（以下、「保険料」）の料率や軽減措置などが決まりました。

30年度の保険料は、均等割額Ⅱ4万3300円、所得割率Ⅱ8・80%、賦課限度額Ⅱ62万円です。30年度の年間保険料額は、7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市から「決定通知書兼納付（納入）」

保険料計算の一例（年額） 単身世帯（被保険者で、世帯主）の例			
例	収入などの状況	保険料額	軽減
1	年金収入80万円	4,300円	有
2	年金収入195万円	5万8,600円	有
3	年金収入240万円	11万9,800円	無
4	年金収入300万円	17万2,600円	無

夫婦2人世帯（2人とも被保険者で、本人が世帯主）の例					
例	世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
1	本人（世帯主）	年金収入80万円	本人分	4,300円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	4,300円	有
2	本人（世帯主）	年金収入168万円	本人分	1万3,000円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	6,400円	有
3	本人（世帯主）	年金収入240万円	本人分	11万1,200円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	3万4,600円	有

夫婦と子の世帯 （夫婦が被保険者で、子が現役世代の世帯主）の例				
世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
本人	年金収入80万円	本人分	4万3,300円	無
配偶者	年金収入80万円	配偶者分	4万3,300円	無
子（世帯主）	給与収入300万円	—	—	—

都内62区市町村が負担する公費が約5割②各医療保険国保健保などに加入する現役世代の保険料で負担する後期高齢者支援金が約4割③被保険者の方が負担する保険料が約1割のそれぞれ5対4対1の割合で構成されています。

広域連合と構成区市町村では「医療給付費」の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進事業など、医療費適正化に向けた取り組みを行っています。「医療給付費」の増加抑制は、保険料の負担抑制にもつながります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

制度のことは「広域連合お問合せセンター」 ☎0570・086・519、または広域連合公式ホームページ「東京いきいきネット」(http://www.tokyo-ikinet.net)をご覧ください。

個別の相談は、市保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

後期高齢者医療制度

30年度の保険料の軽減特例が見直されました

見直されました

後期高齢者医療保険料は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです。

同保険料は、世帯の所得水準に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、30年度の軽減特例が次の通り見直されました。

◎均等割額の軽減 同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額（※1）を基に均等割額を軽減します。

◎所得割額の軽減 所得が基準額を超えない被保険者は、減します。65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します（下表1参照）

（※1）総所得金額等を合計した額Ⅱ前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額の合計（退職所得を除く）。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、均等割額の軽減判定額の算出の際に必要な経費として算入、または控除しません

表1 均等割額の軽減割合	
総所得金額等の合計額	30年度軽減割合
33万円以下（被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない）	9割
33万円以下で上記以外	8.5割
33万円+（27万5,000円×被保険者の数）以下	5割
33万円+（50万円×被保険者の数）以下	2割

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象になります。

※世帯の判定は、当該年度の4月1日時点（年度の途中で制度の対象になった場合は資格取得日）で行います。

表2 所得割額の軽減割合 （東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）	
賦課のもととなる所得金額	30年度軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者軽減 （均等割額の軽減割合）	
30年度	31年度以降 （加入から2年を経過する月まで）
5割	5割

（左下表3参照）

「被扶養者軽減の期間」均等割額は、制度加入から2年を経過する月まで軽減されます（29年3月31日までに対象になった方は30年度をもつて終了）

※低所得者による均等割額の軽減（左上表1参照）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。